

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染性のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各予防接種の対象者の把握・接種勧奨 ②各予防接種の接種歴の管理・照会 ③各予防接種による健康被害等の管理・照会
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ課
②所属長の役職名	健康スポーツ課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市健康スポーツ課 TEL:0238-82-8009

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I, 5. ②所属長	健康課長 伊藤 亮一	健康課長 手塚 慶一	事後	人事異動
平成31年4月1日	I, 5. ②所属長	健康課長 手塚 慶一	健康課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年6月17日	II, 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月17日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年5月1日	I, 5. ①部署	健康課	健康スポーツ課	事後	組織機構変更
令和3年5月1日	I, 5. ②所属長の役職名	健康課長	健康スポーツ課長	事後	組織機構変更
令和3年5月1日	I, 7請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	庁舎移転
令和3年5月1日	I, 8連絡先	〒993-0001 山形県長井市ままの上7番1 0号 長井市健康課 TEL:0238-84-682	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市健康スポーツ課 TEL:0238-82-8	事後	庁舎移転
令和3年5月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I, 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月24日	II, 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年2月24日	II, 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年2月24日時点	事後	
令和4年2月24日	I, 1. ③システムの名称		4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	評価書No20より
令和4年2月24日	I, 3 法令上の根拠		3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システム(VRS)を用いた情報提 供・照会を行う場合のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	評価書No20より
令和4年2月24日	IV, 5 特定個人情報提供の 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く)	提供・移転しない	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は 十分か→「十分である」	事後	評価書No20より
令和4年2月24日	I, 4. ② 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第2の17の項、 18の項、19の項	1 番号法第19条第8号、別表第2の16の2の 項、17の項、18の項、19の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I, 3 法令上の根拠	2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第13条	2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条	事後	
令和5年4月1日	I, 4, ② 法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第13条	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の2、第12条 の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I, 1, ②事務の概要	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接 種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。		事後	
令和6年4月1日	I, 1, ③システムの名称	4 ワクチン接種記録システム(VRS)		事後	
令和6年4月1日	I, 3 法令上の根拠	3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システム(VRS)を用いた情報提 供・照会を行う場合のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)		事後	
令和6年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	